

「池田市障がい者基本条例（案）」（概要）に対するご意見とそれに対する市の考え方

1. パブリックコメントの実施状況

意見募集期間（パブリックコメント期間）

平成23年12月7日（水）～平成23年12月28日（水）

意見提出状況

提出者数 1団体・1名

提出件数 2件

2. パブリックコメントで寄せられた提出意見への対応

意見を踏まえ、概要を修正するもの 2件

3. パブリックコメントに対する本市の考え方

『提出意見1』

1.2 住まいの整備

(2) 知的障がいがある高齢者が安全に、かつ安心して生活できる施設の整備

上記の条項について、障がい者の高齢化や親なき後の問題は知的障がいの方だけではなく、全ての障がい者（身体・精神・発達障がい等）が抱えている問題です。

知的障がい者のみに特定されていることに不安を感じます。

定義において記されているとおり、全ての障がい者に対する施策であって欲しいと思います。

(考え方)

ご意見を踏まえ、『障がいがある高齢者が安全に、かつ、安心して生活できる施設の整備』といたします。

『提出意見2』

17 委員会

- (1) 障がい福祉に関する重要な施策の実施計画の進捗状況を報告する機関として、池田市障がい者施策推進委員会を設置
- (2) その他池田市障がい者施策推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で規定

上記の条項について、障がい福祉に関する重要な施策の実施計画の進捗状況の報告のみのために『池田市障がい者施策推進委員会』を設置する必要があるのか。すでにある会議の中で報告する機関を充てることはできないのか。

(2) に関しても同様。

(考え方)

ご意見を踏まえ、『池田市地域自立支援協議会』を障がい福祉に関する重要な施策の実施計画の進捗状況の報告機関といたします。